

教育委員会提出議案

第 1 5 号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

豊島区教育委員会教育長 金 子 智 雄

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 1 2 年
教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 7 項第 2 号中「、条例第 1 1 条の 2 第 1 項の規定による請求にあつては 3 歳に、条例第 1 1 条の 3 第 1 項の規定による請求にあつては」を削る。

第 1 9 条の見出し中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改め、同条第 1 項中「妊娠初期休暇」を「妊娠状態対応休暇」に、「初期（妊娠 4 月程度までの期間をいう。ただし、出産予定日以前の妊娠出産休暇を 8 週間与えられた女性職員にあつては、妊娠 4 月程度までの期間又は出産予定日から起算して 1 0 週間前の日から 8 週間前の前々日までの期間をいう。）の」を「中の」に改め、同条第 2 項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に、「1 回に限り」を「2 回まで」に、「引き続く」を「合計」に改め、同条第 3 項中「妊娠初期休暇」を「妊娠症状対応休暇」に改める。

第 2 9 条の 2 の見出し中「看護」を「看護等」に改め、同条第 1 項中「看護」を「看護等」に、「9 歳」を「1 2 歳」に改め、「同じ。）」の次に「又は次の各号

のいずれかに該当するものであって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」を加え、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をする」に改め、「をいう。」の次に「第6項において同じ。」を加え、同項に次の2号を加える。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

第29条の2第2項から第6項までの規定中「看護」を「看護等」に改める。

第30条の2第3項中「による部分休業」の次に「、条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を、「当該部分休業」の次に「、当該子育て部分休暇」を加える。

第30条の2の次に次の5条を加える。

（子育て部分休暇）

第30条の3 条例第18条の3第1項の教育委員会規則で定める子は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、満6歳に達する日の翌日以後の最初

の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子とする。

- (1) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - (2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者
- 2 子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認する。
 - 3 職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間、条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間、当該介護時間又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
 - 4 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
 - 5 子育て部分休暇の申請は、庶務事務システム又は別記第12号様式及び別記第12号様式の2により行うものとする。
 - 6 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間について

は、この限りでない。

7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

8 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

(1) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

(3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システム又は別記第12号様式の3により教育委員会に届け出なければならない。

(対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第30条の4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1) 条例第18条第1項に規定する介護休暇

(2) 条例第18条の2第1項に規定する介護時間

(3) 条例第11条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限

- (4) 条例第 11 条の 2 第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (5) 条例第 11 条の 3 第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定による超過勤務の制限
- (6) 条例第 17 条第 1 項に規定する短期の介護休暇
- (7) 第 5 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる場合の条例第 7 条第 2 項の規定による休憩時間の短縮

第 30 条の 5 条例第 18 条の 4 第 1 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 介護両立支援制度等
- (2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先
- (3) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第 18 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第 1 項の規定による場合における第 3 号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することが出来るものに限る。）

第 30 条の 6 条例第 18 条の 4 第 1 項の教育委員会規則で定める措置（第 3

号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。) は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

（勤務環境の整備に関する措置）

第 30 条の 7 条例第 18 条の 5 第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

第 31 条中「及び前 2 条」を「、第 30 条及び第 30 条の 2」に改める。

別記第 11 号様式の次に次の 3 様式を加える。

別記第 12 号様式(第 30 条の 3 関係)

承認権者	処 理 欄		
・ ・	()	()	()

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出

(任命権者)		請求者様	所 属			
			職務名			
			氏 名			
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。						
1 請求に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生 年 月 日		年 月 日			
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間			時 間		
	年 月 日から		☐ 毎日	午前	時 分から	
	年 月 日まで			時	分まで	
			☐ その他 ()	午後	時 分から	
				時	分まで	
	年 月 日から		☐ 毎日	午前	時 分から	
	年 月 日まで			時	分まで	
			☐ その他 ()	午後	時 分から	
				時	分まで	
3 備 考						

注 該当する□にはレ印を記入すること。

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 取 消 申 請 書

年 月 分
所 属
職務名
氏 名

次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。

日 付	休暇の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	承認権者印		備考
	午 前	午 後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
月 間 計			時間 分				

承認権者	処 理 欄		
・ ・	()	()	()

養育狀況變更届

年 月 日 提出

(任命権者)

様

所属

職務名

氏 名

次のとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。
- ☐ 同居しなくなった。 ☐ 負傷・疾病 ☐ その他（ ）
- ☐ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子と離縁した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- ☐ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- ☐ その他（ ）

2 届出事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第8条の2 （略） 2～6 （略） 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 (2) 当該請求に係る子が、<u>条例第11条の2第1項の規定による請求にあっては3歳に、条例第11条の3第1項の規定による請求にあっては</u>小学校就学の始期に達した場合 8～10 （略） <u>（妊娠初期休暇）</u> 第19条 <u>妊娠初期休暇は、妊娠初期（妊娠4月程度までの期間をいう。ただし、出産予定日以前の妊娠出産休暇を8週間与えられた女性職員にあっては、妊娠4月程度までの期間又は出産予定日から起算して10週間前の日から8週間前の前々日までの期間をいう。）</u>の女性職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休養とし	（育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第8条の2 （略） 2～6 （略） 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合 (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 8～10 （略） <u>（妊娠症状対応休暇）</u> 第19条 <u>妊娠症状対応休暇は、妊娠中の</u>女性職員が妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休養として与える休暇とする。

て与える休暇とする。

2 妊娠初期休暇は、1回の妊娠について1回に限り、日を単位として引き続く7日以内で承認する。

3 妊娠初期休暇を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならない。

(令2教委規則14・一部改正)

(子の看護のための休暇)

第29条の2 子の看護のための休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 妊娠症状対応休暇は、1回の妊娠について2回まで、日を単位として合計7日以内で承認する。

3 妊娠症状対応休暇を請求するときは、医師の証明書等を示さなければならない。

(令2教委規則14・一部改正)

(子の看護等のための休暇)

第29条の2 子の看護等のための休暇は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）又は次の各号のいずれかに該当するものであって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすることをいう。第6項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給

- 2 子の看護のための休暇は、一の年度において、日又は時間を単位として5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。
- 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の子の看護のための休暇は、1時間を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、子の看護のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
- 4 子の看護のための休暇の残日数のすべてについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを承認することができる。
- 5 1時間を単位として承認された子の看護のための休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再

される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

- 2 子の看護等のための休暇は、一の年度において、日又は時間を単位として5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。
- 3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の子の看護等のための休暇は、1時間を単位として、5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、子の看護等のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
- 4 子の看護等のための休暇の残日数のすべてについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを承認することができる。
- 5 1時間を単位として承認された子の看護等のための休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び

任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された子の看護のための休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。

- 6 教育委員会は、子の看護のための休暇を承認するときは、看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

(平14教委規則18・追加、平19教委規則16・平21教委規則15・平22教委規則16・平24教委規則4・平29教委規則4・令2教委規則14・一部改正)

第30条 (略)

(介護時間)

第30条の2 (略)

2 (略)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊島区条例第21号)第15条第1項の規定による部分休業又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年豊島区条例第22号)第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該高齢者部分休業の

再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された子の看護等のための休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。

- 6 教育委員会は、子の看護等のための休暇を承認するときは、看護等を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

(平14教委規則18・追加、平19教委規則16・平21教委規則15・平22教委規則16・平24教委規則4・平29教委規則4・令2教委規則14・一部改正)

第30条 (略)

(介護時間)

第30条の2 (略)

2 (略)

3 職員の育児休業等に関する条例(平成4年豊島区条例第21号)第15条の規定による部分休業、条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇又は職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年豊島区条例第22号)第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間

承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4～7 (略)

(新設)

から当該部分休業、当該子育て部分休暇又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4～7 (略)

(子育て部分休暇)

第30条の3 条例第18条の3第1項の規則で定める子は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子とする。

(1) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

2 子育て部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として承認する。

3 職員の育児休業等に関する条例第15条第1項の規定による部分休業、条例第17条第1項の規定による育児時間、条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間が

ある職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき２時間から当該部分休業、当該育児時間、当該介護時間又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

４ 教育委員会は、子育て部分休暇について、養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。

５ 子育て部分休暇の申請は、庶務事務システム又は別記第１２号様式及び別記第１２号様式の２により行うものとする。

６ 教育委員会は、子育て部分休暇の申請について、条例第18条の３第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

７ 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

８ 教育委員会は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

(１) 子育て部分休暇を取得している職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

(２) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

(新設)

(新設)

(3) 子育て部分休暇を取得している職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システム又は別記第12号様式の3により教育委員会に届け出なければならない。

(対象家族が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)
第30条の4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）は、次に掲げる制度又は措置とする。

(1) 条例第18条第1項に規定する介護休暇

(2) 条例第18条の2第1項に規定する介護時間

(3) 条例第11条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限

(4) 条例第11条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

(5) 条例第11条の3第2項の規定において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限

(6) 条例第17条第1項に規定する短期の介護休暇

(7) 第5条の2第2項第3号に掲げる場合の条例第7条第2項の規定による休憩時間の短縮

第30条の5 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める事項

(新設)

は、次に掲げる事項とする。

(1) 介護両立支援制度等

(2) 介護両立支援制度等の請求先、申告先又は申請先

(3) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

2 条例第18条の4第1項又は第2項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法（同条第1項の規定による場合における第3号に掲げる方法については、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（以下「電子メール等」という。）の送信による方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

第30条の6 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める措置（第3号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。）

は、次に掲げる措置とする。

(1) 面談

(2) 書面の交付

(新設)

(期間計算)

第31条 第16条、第18条、第19条、第24条から第26条まで及び前2条の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

(3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

(勤務環境の整備に関する措置)

第30条の7 条例第18条の5第1項第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

(2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

(期間計算)

第31条 第16条、第18条、第19条、第24条から第26条まで、第30条及び第30条の2の規定による休暇の期間には、週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。

	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(施行前の準備)</u> <u>2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第30条の3の規定による子育て部分休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができる。</u> <u>別記第 1 2 号様式（第30条の 3 関係）</u> <u>(略)</u> <u>別記第 1 2 号様式の 2（第30条の 3 関係）</u> <u>(略)</u> <u>別記第 1 2 号様式の 3（第30条の 3 関係）</u> <u>(略)</u>
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	